

国立大学における受動喫煙防止対策の徹底 ～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局（局長：水上^{みずかみたまつ}保）は、下記の行政相談を受けて、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長：片木^{かたぎはるひこ}晴彦 広島大学大学院法務研究科教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 30 年 3 月 26 日、島根大学、広島大学及び山口大学に対し、次の事項をあっせんしました。

【本件のきっかけとなった行政相談の要旨】

私は中国地方の国立大学の 1 年生である。大学内は、指定喫煙場所以外禁煙（完全分煙）とされているが、指定喫煙場所から流出している煙で不快な思いをすることがある。加えて、受動喫煙による健康被害も心配である。

大学は、私のような未成年者を含む学生や教職員はもとより多くの人が集まる公共性の高い教育機関であり、安全・安心で快適な場所であるべきだと思うので、大学における受動喫煙防止対策をより一層推進してほしい。



【当局において、中国地方の 5 国立大学における受動喫煙防止対策の実態を調査（調査結果は、後記 1「当局の調査結果」参照）】



【当局の調査結果を踏まえた行政苦情救済推進会議の座長取りまとめ結果】

最近の受動喫煙防止対策の強化に関する議論等を踏まえ、大学においても受動喫煙防止対策を検討する意義は大きい。特に大学は、未成年者を含む学生や教職員はもとより、多くの人が集まる公共性の高い教育機関であり、受動喫煙被害を助長・容認することがないよう、喫煙所の場所や構造などの改善を図るとともに、今後の健康増進法改正の動向や既に全面禁煙を実施している大学の実例等を踏まえ、全面禁煙の可能性も含めて、受動喫煙防止対策について積極的に検討すべきである。

よって、中国四国管区行政評価局は、管内の国立大学のうち、分煙を実施している島根大学、広島大学及び山口大学に対して、キャンパス内の全面禁煙の可能性も含め、受動喫煙防止対策の徹底について、検討を求める必要がある。

（注）後記 2「行政苦情救済推進会議の意見」参照

- ◆行政苦情救済推進会議：行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置



- 座長取りまとめ結果を受け、当局は、島根大学、広島大学及び山口大学に対して、受動喫煙防止対策の徹底を検討するようあっせん

【あっせん内容】

島根大学、広島大学及び山口大学は、受動喫煙の防止及び受動喫煙による健康被害を防止する観点から、全ての喫煙所について点検し、次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 屋外喫煙所において、喫煙所と非喫煙者が立ち入るエリアとの間に十分な距離が確保されていない喫煙所については、学生や教職員などに受動喫煙が生じないように、喫煙所の廃止、移設を図るなど、受動喫煙防止対策を徹底すること。
- (2) 屋内喫煙所において、非喫煙場所から喫煙場所に空気の流れを作るための給気口の有無など、喫煙所の構造等について確認し、必要に応じて改善すること。（屋内喫煙所を設置している広島大学のみ）
- (3) 喫煙中及び喫煙後において、喫煙所のドアや窓が開いたままで、たばこの煙が流出することがないように、喫煙所の使用者に対して注意喚起を徹底すること。
- (4) 受動喫煙防止対策として極めて有効であると考えられている全面禁煙の実施も含め、受動喫煙防止対策を検討すること。

1 当局の調査結果

(1) 関係法令等

ア 健康増進法

平成 15 年 5 月 1 日に施行された健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されている。

なお、健康増進法の一部を改正する法律案（平成 30 年 3 月 9 日閣議決定）では、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関などは敷地内禁煙（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。）とされている。

イ 厚生労働省通知

厚生労働省では、健康増進法施行時の平成 15 年 4 月 30 日の健康局長通知「受動喫煙防止対策について」においては、同法第 25 条の対象施設の受動喫煙防止措置として、全面禁煙とする方法のほか、分煙の方法があることを提示していた。しかし、その後の国際的な受動喫煙を取り巻く環境の変化を受けて、「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」（平成 21 年 3 月）を踏まえ、平成 22 年 2 月 25 日に健康局長通知「受動喫煙防止対策について」を発出し、「全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」との受動喫煙防止対策の基本的な方向性を示すとともに、「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい」としている。

(2) 中国地方の国立大学における受動喫煙防止対策の状況

中国地方に所在する 5 国立大学（以下「5 国立大学」という。）のうち、鳥取大学及び岡山大学はキャンパス内全面禁煙を実施しており、島根大学、広島大学及び山口大学はキャンパス内分煙（島根大学及び山口大学の医学部・附属病院においては全面禁煙）を実施している。

（表 1）

表1 5国立大学における受動喫煙防止等対策一覧

	全面禁煙・分煙の別		喫煙所の設置状況 (平成30年3月1日現在)
	全面禁煙	分煙	
鳥取大学	○		
島根大学		○	屋外7か所(喫煙ハウス)
うち医学部・附属病院	○		
岡山大学	○		
広島大学		○	屋内16か所、屋外17か所
うち医学部・附属病院			屋内1か所(学部棟)
山口大学		○	屋外31か所
うち医学部・附属病院	○		

(注) 当局の調査結果による。

(3) 全面禁煙としている大学の状況

鳥取大学及び岡山大学がキャンパス内全面禁煙としている理由・経緯は、表2のとおりであり、鳥取大学は附属学校(キャンパス南側に所在)の生徒が通学でキャンパス内を通行することや、新入生からキャンパス内全面禁煙を求める強い要望があったこと、また、岡山大学は平成22年2月の厚生労働省通知(「受動喫煙防止対策について」)等により喫煙対策の推進が求められていることから、キャンパス内全面禁煙を実施している。

表2 キャンパス内全面禁煙とした理由・経緯

大学名	キャンパス内全面禁煙とした理由・経緯
鳥取大学	<ol style="list-style-type: none"> 平成13年頃から建物内禁煙を開始し、建物外(出入口等)に喫煙所を設け、分煙を推進 しかし、分煙を行ってもたばこの煙が喫煙所から流出することにより受動喫煙は避けられないことに加え、①附属学校(キャンパス南側に所在)の生徒が通学で大学構内を通行すること、②新入生からの学長への要望の中で、キャンパス内全面禁煙の要望が相次いだこともあり、学内の施設・環境委員会で禁煙対策の検討を経てキャンパス内全面禁煙を決定 教育・健康・環境安全上の観点から、①多数の未成年者が在籍する大学構内の受動喫煙防止と学生・職員等の健康増進、②教育機関における喫煙防止教育の一層の推進、③吸い殻のポイ捨て防止の3点を目的として、平成21年10月1日からキャンパス内全面禁煙を実施
岡山大学	<ol style="list-style-type: none"> 平成15年5月施行の健康増進法の趣旨等を踏まえ、15年9月に「岡山大学における受動喫煙防止のための指針」を制定し、①受動喫煙防止(建物内全面禁煙)、②喫煙防止教育、③禁煙支援の3方針に沿って喫煙対策を実施 平成22年2月の厚生労働省通知を受け、学内の安全衛生委員会において受動喫煙防止対策を協議し、学生・教職員の健康被害の防止及び喫煙習慣を身に付けることを防止する教育環境構築の観点から、「建物内全面禁煙」から「キャンパス内禁煙」への移行を提案し、23年7月にキャンパス内の喫煙所を段階的に廃止する指針を決定(学長裁定) 平成26年4月1日からキャンパス内全面禁煙を実施

(注) 当局の調査結果による。

なお、鳥取大学及び岡山大学では、キャンパス内を全面禁煙にしたことにより、キャンパス周辺の路上等で喫煙する者が発生し、通学中の子どもや近隣住民への受動喫煙に係る苦情対応や、キャンパス周辺の喫煙パトロールや吸い殻の清掃等に苦慮しているとしているが、

今後もキャンパス内全面禁煙を継続するとしている。

(4) 分煙としている大学の状況

ア 受動喫煙に係る対応状況

分煙措置を講じている島根大学、広島大学及び山口大学における受動喫煙に係る対応状況を確認したところ、表3のとおり、広島大学は、平成23年に策定した「広島大学受動喫煙防止対策」に定められた方針等に基づき完全分煙を推進している。島根大学は安全衛生委員会において、平成18年度に、また、山口大学は、法人化前の15年に、完全分煙（建物内全面禁煙等）について協議・決定し、その後、喫煙場所を減らす等の対応を実施している。

表3 受動喫煙に係る対応状況等（主なもの）

大学名	時期	内容
島根大学	平成19年	平成18年度の安全衛生委員会（注2）での審議を踏まえ、19年4月1日から建物内全面禁煙（屋外の喫煙ハウスのみで喫煙可）を実施（松江キャンパス） （松江キャンパスは住宅地と隣接しているため、キャンパス内を全面禁煙にするとキャンパス外での喫煙が増加し、近隣住民に迷惑がかかる可能性が高いことから、喫煙ハウスを設置）
	平成28年	平成28年、松江キャンパス内に新しく駐輪場を設置しようとしたところ、その設置予定場所に喫煙ハウスが2基あったことから、安全衛生委員会での審議を経て、うち1基は廃止し、他の1基は受動喫煙防止の観点から、適切な場所に移設
広島大学	平成23年2月23日	「広島大学受動喫煙防止対策」（平成23年2月23日広島大学長）を定め、その中の「広島大学受動喫煙防止対策基本方針」において、完全分煙、指定喫煙場所等について規定するとともに、「指定喫煙場所設置基準」において、屋外及び建物内の設置基準を規定する等により、受動喫煙防止対策を実施
	平成25年9月4日	広島大学安全衛生管理委員会（注2）を開催し、次の対応を行うことを決定 1 受動喫煙防止対策の徹底について （既存指定喫煙場所の見直し、完全分煙措置の徹底） 2 受動喫煙防止対策ガイドラインの見直し（以下を追記） ① 多数の者にたばこの煙が直接曝露する可能性のある屋外喫煙場所は認めないこととすること ② 全ての屋外喫煙場所は、今後順次撤去・廃止し、排煙設備を備えた屋内喫煙場所へと切り替えていく努力を行うものとする。
山口大学	平成15年	国立大学法人化前の平成15年、屋内の喫煙所を廃止・撤去し、喫煙所は屋外のみとし、キャンパス内完全分煙化を図っている。
	平成27年度	平成27年度までに屋外喫煙所60か所を31か所にほぼ半減（衛生委員会（注2）からの喫煙所設置見直し依頼により、喫煙所管理部局が撤去を実施）

（注1）当局の調査結果による。

（注2）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、一定の基準に該当する事業場では安全委員会、衛生委員会（又は両委員会を統合した安全衛生委員会）を設置しなければならないこととなっており、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について調査審議等を行う役割を担っている。

また、全面禁煙に係る今後の方針を確認したところ、表 4 のとおり島根大学及び山口大学は、今後、全面禁煙への移行を目指すか否かについては決定していないとし、厚生労働省等での受動喫煙防止に係る動きを見守っているところであるとしている。一方、広島大学は、今後、全ての屋外喫煙場所について、順次、撤去・廃止し、排煙設備を備えた屋内喫煙場所へ切り替える努力を行い、最終的に全面禁煙とするとしている。

表 4 全面禁煙に係る今後の方針

大学名	全面禁煙に係る今後の方針
島根大学	全面禁煙に移行するか否かについては決定していない。厚生労働省等での受動喫煙防止に係る動きを見守っているところである。
山口大学	
広島大学	全ての屋外喫煙場所について、順次、撤去・廃止し、排煙設備を備えた屋内喫煙場所へ切り替える努力を行い、最終的に全面禁煙とする。

(注) 当局の調査結果による。

イ 現地調査結果（喫煙所の設置状況）

島根大学、広島大学及び山口大学（いずれも本部キャンパスのみ）における喫煙所の設置状況をみると、

- ① 屋外喫煙所において、喫煙所と非喫煙者が立ち入るエリアとの間に十分な距離^(注)が確保されておらず、非喫煙者が喫煙所からのたばこの煙の曝露を受けるおそれがある事例
- ② 屋内喫煙所において、非喫煙場所から喫煙場所に空気の流れを作るための給気口が確保されていない事例
- ③ 喫煙所のドアが開いたままで、ドアからたばこの煙が流出するおそれがある事例がみられた。（別添参照）

(注) 「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」（平成 18 年 3 月日本禁煙学会）では、「無風という理想状態で、ひとりの喫煙者によるタバコ煙の到達範囲は直径 14 メートル（半径 7 メートル）の円周内である。複数の喫煙者が同時に喫煙する場合は、この直径が 2～3 倍以上となる」とされている。

2 行政苦情救済推進会議の意見

今回、当局が設置する行政苦情救済推進会議において、本件を審議した結果、次のような意見が出された。

- (1) 未成年者を含む学生の立場を考えると、大学内が全面禁煙であるのは当然だと思わず、できるものなら是非全面禁煙を実現してほしい。
- (2) 受動喫煙防止の観点から、キャンパス内は全面禁煙が理想だと思ふ。鳥取大学は、キャンパス内を附属学校の生徒が通学することもあり、いち早く全面禁煙の措置がとられている。各大学によって、受動喫煙に関する知識や姿勢が違ふが、そもそも受動喫煙防止対策はどうあるべきなのかを考える必要があるのではないか。
- (3) 各大学の医学部・附属病院は、広島大学医学部を除いて全て全面禁煙になっている。たばこの煙が科学的に有害であることが理解できる方々は全面禁煙にしている。医学部もその他の学部も同じなのだから、一様に全面禁煙にしても良いのではないか。
- (4) 喫煙所の問題事例については、確かに、喫煙所からたばこの煙が流出しているおそれがあると思われる。たばこの煙の排出等の不備が認められる喫煙所については、空気の流れを変える又は遮断するといった配慮が必要ではないか。

- (5) 喫煙所を設置して分煙にしているからといって、受動喫煙防止対策がとられているとは言えないのではないか。日頃から、人が出入りするたびに、喫煙所からたばこの煙が漏れているのが気になっている。
- (6) 喫煙所の換気扇は、単に喫煙所内のたばこの煙を外に放出しているに過ぎないのではないか。有害な物質はほとんど除去されないまま放出されているのではないか。それでは、喫煙所を設置している意味がほとんどないのではないか。
- (7) キャンパス内の全面禁煙を決定することは可能であろうが、結局、キャンパスの周辺で喫煙する者が生じるだけのおそれがある。現に、全面禁煙を実施した大学では、キャンパス周辺での吸い殻の放置などの苦情が出ている。
- (8) 世の中が全面禁煙の方向に進んでいることは確かであり、大学も、今後の健康増進法改正の動向や既に全面禁煙を実施している他大学の事例等を踏まえ、全面禁煙の可能性も含めて、受動喫煙防止対策を検討すべきではないか。

総務省中国四国管区行政評価局

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>



【本件照会先】

首席行政相談官 杉山 信政

行政相談官 小椋 和雄

電 話：082-228-6174 F A X：082-228-4955

E-mail：

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html>

国立大学における受動喫煙防止対策の徹底(島根大学、広島大学及び山口大学の事例(主なもの))

		島根大学(松江キャンパス)	広島大学(東広島キャンパス)	山口大学(吉田キャンパス)
屋外喫煙所	屋外喫煙所において、喫煙所と非喫煙者が立ち入るエリアとの間に十分な距離が確保されておらず、非喫煙者が喫煙所からのたばこの煙の曝露を受けるおそれがある事例	<p>総合理工学部棟1号館 (喫煙所の換気扇から排出されるたばこの煙による受動喫煙のおそれ)</p> 	<p>放射光科学研究センター(研究棟西側) (喫煙所からのたばこの煙による受動喫煙のおそれ)</p> 	<p>農・共同獣医学部本館1階出入口(西) (出入口付近の喫煙所から、たばこの煙が施設内に流入等による受動喫煙のおそれ)</p> 
		<p>生物資源科学部棟3号館 (喫煙所の換気扇から排出されるたばこの煙による受動喫煙のおそれ)</p> 	<p>教育学研究科(K棟1階ビロティ(フレハブ)) (喫煙所の換気扇から排出されるたばこの煙による受動喫煙のおそれ)</p> 	<p>動物医療センター1階裏口 (出入口付近の喫煙所から、たばこの煙が施設内に流入等による受動喫煙のおそれ)</p> 

		島根大学（松江キャンパス）	広島大学（東広島キャンパス）	山口大学（吉田キャンパス）
屋内喫煙所	屋内喫煙所において、非喫煙場所から喫煙場所に空気の流れを作るための給気口が確保されていない事例	(該当なし)	社会科学研究科(講義棟 2階 258号室)	(該当なし)
				
			学生会館(3階談話室)	
				

		島根大学（松江キャンパス）	広島大学（東広島キャンパス）	山口大学（吉田キャンパス）
屋 外 喫 煙 所	喫煙所のドアが開いたま まで、ドアからたばこの煙 が流出するおそれがある事 例	教養講義室棟 2号館北空き地	生物圏科学研究科(講義棟 C1 階屋外通路)	(該当なし)
				